

# ミツヒロニュース



当社は、本年6月16日に創立60周年を迎えます。この記念すべき節目の年を迎えることができましたのも、日頃からご支援・ご愛顧くださっている皆さまのおかげと、心より感謝申し上げます。

私たちは創業時より、皆さまの夢を実現するため、事業発展のために、共に歩んで参りました。

今年は厳しい年になりそうですが、最新情報を収集・発信して、皆さまのお役に立てるよう一層の努力を重ねる所存です。

どうぞ、これからも宜しく  
お願いいたします。

光廣 昌史

## 今月のトピック

- ◇成年年齢の引き下げで、税金はどうなる？
- ◇有期契約労働者の雇入れ・契約更新と雇止めの留意点
- ◇自転車通勤ルールの策定
- ◇今月のお勧めセミナー  
第3回 税務・会計セミナー  
「上手な税務調査の受け方」
- ◇あとがき  
「季節の手仕事 梅雨編」



## 成年年齢の引き下げで、税金はどうなる？

いよいよ来年4月1日より、成年年齢が18歳に引き下げられます。この引き下げに伴い、現状「20歳」あるいは「未成年」と規定されている税金の取扱いはどうなるのでしょうか。引き下げスタートまで1年をきった今、改めて確認しましょう。

### 1. 成年年齢の引き下げ

#### ① 140年ぶりの見直し

平成30年（2018年）6月13日に改正された民法により、令和4年（2022年）4月1日から、成年年齢が「20歳」から「18歳」へ引き下げられます。これは、明治29年（1896年）の民法制定以来の改正となりますが、この「20歳」は、明治9年（1876年）の太政官布告を引き継いだものといわれているため、実質的な法の見直しは約140年ぶりといってよいでしょう。

#### ② 見直しの背景

民法上の成年年齢を「18歳」とする背景として、次の点が法務省の「民法（成年年齢関係）改正Q&A」で示されています。

- ・近年の投票権年齢などが「18歳」と定められていること
- ・世界の主流な成年年齢が「18歳」であること
- ・自己決定権の尊重と積極的な社会参加を促すこと

なお、施行日時時点で18歳以上20歳未満の方は、**その日（2022年4月1日）に成年に達すること**となります。具体的には次の生まれの方です。

2002年4月2日生まれ～2004年4月1日生まれ

### 2. 税務上の取扱い

税金の計算上、現状「20歳」あるいは「未成年」と規定されている取扱いが、この民法の成年年齢引き下げによりどうなるのか、以下にまとめました。

#### ① 相続税・贈与税

相続税や贈与税の計算上、「20歳」を基準としている規定について、「18歳」を基準とする改正が、令和元年度税制改正及び令和3年度税制改正において手当てされています。具体的には、以下のとおりです。

（次頁へつづく）

## (1) 未成年者控除

相続人が未成年者であるときは、税金の負担を軽減するために一定の金額を“未成年者控除”として相続税の額から控除してもらえます。この“未成年者”の年齢が「20 歳未満」から「18 歳未満」へと改正されます。

また、未成年者控除の額は、現行では「満 20 歳になるまで」の残年数について、1 年につき 10 万円で計算します。これが「満 18 歳になるまで」へと改正されます。

なお、既に未成年者控除の適用を受けたことがある場合に、未成年者のまま次の相続があった場合に控除できる未成年者控除の額は、前回の控除不足額の範囲内に限られますが、改正前に適用を受けている場合については、別途、経過措置が設けられています。

ちなみに、成年年齢の引き下げとともに民法上の結婚年齢が男女ともに 18 歳となる改正も同時に施行されることから、結婚年齢と成年年齢が同一となります。そのため、婚姻することで成年に達したものとみなす民法上の規定（民法 753 条）が削除されるため、未成年者控除適用の際の“未成年者”の判断で、この民法 753 条により適用しない、などという誤りが生じることは、今後なくなります。

## (2) 相続時精算課税適用者の要件

生前に贈与を受けた財産を、相続時に相続財産として相続税の計算を行い、過去に申告納付した贈与税を精算する制度（相続時精算課税）があります。この制度の適用を受けることができる者の年齢が、贈与の年の 1 月 1 日において「20 歳以上」から「18 歳以上」へと改正されます。

## (3) 事業承継税制に係る受贈者の要件

次の事業承継税制の適用に係る**受贈者の年齢要件**が、「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられます。

### ① 法人版事業承継税制

（後継者へ非上場株式等を贈与した場合に贈与税の納税猶予や免除を受ける制度）

### ② 個人版事業承継税制

（後継者へ事業用資産を贈与した場合に贈与税の納税猶予や免除を受ける制度）

## (4) その他

次の特例制度の適用に係る**受贈者の年齢要件**が、「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられます。

### ① 贈与税の税率の特例

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税は特例税率を適用する制度）

### ② 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

（結婚・子育て資金に充てるために直系尊属から信託受益権の付与等を受けた場合に 1,000 万円まで贈与税を非課税とする制度）

## (5) 適用開始日

上記（1）から（4）までの適用開始日は、以下のとおりです。

|       |                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------|
| (1)   | 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用 |
| (2)   | 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用     |
| (3)   |                                                     |
| (4) ① |                                                     |
| (4) ② | 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用      |

## ② 個人住民税

次に該当する未成年者は、個人住民税が非課税となる措置が設けられています。

未成年者のうち前年の合計所得金額が  
135 万円以下の者

この“未成年者”の年齢は民法にあわせているため、民法の成年年齢が「18 歳」になることに伴い、この“未成年者”の年齢も自動的に 18 歳未満へと引き下げられます。

## 3. 税法以外では…

税法以外にも、NISA 制度やジュニア NISA 制度の年齢要件のうち「20 歳」が「18 歳」に引き下げになるなど、税法自体の改正ではないものの、気を付けるべき制度の変更がいくつかあります。

なお、成年年齢が引き下げられることにより、18 歳から未成年者取消権が行使できなくなる点、とりわけクレジットカードの作成やローン契約が可能になる点にもご注意ください。



# 有期契約労働者の雇入れ・契約更新と雇止めの留意点

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、パートタイム労働者や契約社員等、有期契約労働者の雇止めの増加等に関するトラブルの発生が懸念されます。

そこで今回は、有期契約労働者の雇止めを行う際の留意点をとり上げます。

## ◆ 契約期間中の解雇に関するルール

有期契約労働者の解雇に関するルールとして、労働契約法においては、やむを得ない事由がなければ、契約期間の途中で解雇することはできないと規定されています。

この契約期間の途中での解雇は、期間の定めのない労働契約を結んでいる正社員を解雇する場合よりも、解雇の有効性が厳しく判断されます。そのため、安易に解雇することはできず、基本的には期間満了まで雇用することが求められます。

## ◆ 契約締結時の労働条件の明示

有期契約労働者と労働契約を締結するときには、契約の期間とあわせて、契約を更新する際の判断基準を明示する必要があります。これは雇入れ時だけでなく、労働契約を更新した際の次の更新時においても同様です。以下は、明示する例です。

### 【更新の有無】

- 自動的に更新する
- 更新する場合があり得る
- 契約の更新はしない等

### 【更新の判断基準】

- 契約期間満了時の業務量により判断する
- 労働者の能力により判断する
- 労働者の勤務成績、態度により判断する
- 会社の経営状況により判断する
- 従事している業務の進捗状況により判断する等

## ◆ 雇止めにおける手続き

### 1. 雇止め予告

現行の労働契約をもって更新しない（雇止めを行う）場合は、契約期間が満了する少なくとも30日前までに、有期契約労働者へ伝える必要があります（雇止め予告）。

この雇止め予告の対象となる有期契約労働者は、次のいずれかに該当する人です。36協定届の提出は電子申請が可能です。労働基準監督署へ出向いたり郵送したりする手間やコストの削減の他、新型コロナの感染防止の観点からも電子申請をオススメします。

- 有期労働契約を3回以上更新して雇用している人
- 1年以下の労働契約を更新することで継続して通算1年を超えて雇用している人
- 最初から1年を超える労働契約を締結して雇用している人

ただし、現行の労働契約をもって終了となることが最初から明示されている場合は、雇止め予告を行う必要はありません。

### 2. 雇止めの理由の明示

雇止め予告をした後に、有期契約労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合、会社は遅滞なくこれを交付する必要があります（雇止めの理由の明示）。これは、雇止めにより退職した人が退職後にその理由について証明書を請求した場合も、同様です。

なお、この証明書に記載する雇止めの理由は、“契約期間の満了”とは別の理由とすることが必要です。







# 自転車通勤ルールの方定



コロナ禍の下、自転車通勤が増えています。自転車通勤は手軽に始められますが、通勤中に事故でケガをした場合、通勤災害になるのか、または、相手にケガをさせてしまう場合の損害賠償はどうなるのか？ 自転車通勤を認める場合は、様々な状況を考慮して規程などルールを定めておくことが大切です。

## ◆通勤災害とは

通勤途上の事故の場合、通勤災害か否かが問われます。通勤災害とは、労働者が通勤により被った負傷、疾病、傷害又は死亡を言います。しかし、どんな場合でも通勤災害になる、というわけではなく、労災法では「通勤」とは「就業に関して」次の3点で定義しています。

(1)住居と就業場所との間の往復

(2)複数の異なる事業場で働く労働者が一つ目の事業所から次の事業所へ移動する場合

(3)(1)、(2)の往復の前後に、厚生労働省で定める要件に該当する場所への立ち寄り

(3)は、転任に伴い家族と別居していて、家族の住居から事業所に行く場合や、要介護状態の父母や親族の介護のために自宅でないところからの通勤などです。通勤の途中で、買い物など日常生活に必要な行為、やむを得ない事由による立ち寄りは、その行為の間（逸脱、中断といいます）は除き、通勤となります。ちなみに、通勤途中で会社の荷物を届けるような場合は、通勤災害ではなく業務災害となり別途対応が必要となります。



## ◆自転車損害賠償責任保険への加入

自転車でのケガを防ぐために、必ずヘルメットの着用を義務付ける、前照灯やベルなど安全にかかわる装備が正しく装着されていて、整備された自転車であること、安全な乗り方は当然として、駐輪場の確保なども確認が必要です。そして、何より、自転車損害賠償責任保険等に参加していることの確認が重要です。昨今の自転車事故の多発と裁判での高額な賠償金の支払い命令が出ていることで、多くの自治体が条例で自転車保険加入を義務化しています。自動車保険特約加入も含め、書類の提出などで保険加入を確認しましょう。

参考文献： ■My Komon ■ゆりかご倶楽部

## 今月のお勧めセミナー

### 第3回 税務・会計セミナー

#### 「上手な税務調査の受け方」

今回のセミナーでは、①税務調査の基礎知識 ②税務調査の実際 ③調査官は「何を考え、何を調査するか」などの項目を盛り込み、元税務署 署長の 上杉 浩之 氏を講師に迎え、現場経験者の視点から実務に役立つ話をして頂きます。是非ご参加ください。

(開催日 6月7日(月) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

新型コロナウイルスの感染状況によっては、  
開催延期となる場合がございます。

## あとがき

下田です。梅雨入りすると「今年も梅の実を収穫したよ。」と、友人から季節の便りがあります。雨の日が続くこの季節はお日様が恋しくなりますが、梅にとっては恵みの雨で雨が降れば降るほど大きく立派に育つそうです。梅の実の香りはすぐにでも食べてしまいたくなるほど甘くとても良い香りですが、残念なことに生のまま食することができません。私は戴いた梅で梅干しや梅酒、梅ジャムなどを作っています。

季節の手仕事を通して自然の恵みを  
楽しみながら、日々の暮らしに彩りを  
添えられたらと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による  
ニュース解説配信中!

